



この植木鉢ってなあに?～地域包括ケアシステム～

広報ひかわ3月号で、「地域包括ケアシステム」がなぜ必要か紹介しました。今回は、この植木鉢について3回に分けて紹介します。皆さんはこの植木鉢の絵を見たことがありますか?これは、地域包括ケアシステムを「植木鉢」に例えたものです。



① お皿～本人の選択と本人・家族の心構え～

万が一、介護が必要になっても、どこでどのような生活を送りたいかは、本来、「本人の選択」が最も重視されるべきものです。そのためには、本人と家族がしっかりと考え、ともに理解し、心構えを持つことが重要です。

② 植木鉢～すまいとすまい方～

①を受けて、それを叶える基盤となる住まいが整備され、「どのようにそこに住むのか」というすまい方を確保する必要があります。

※次回は③～⑥について紹介します。

☎ 八代地域在宅医療・介護連携支援センター (八代市健康福祉政策課内) ☎0965-33-4682



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、子育ての負担増加や収入減少などの困難が生じている低所得の子育て世帯に対し、特別給付金(ひとり親世帯分)を支給して生活支援をします。

◆対象者(下記のいずれかに該当する人)

- ・公的年金などの受給により、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る場合のみ
- ・令和3年4月分の児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

◆給付額 児童1人あたり一律5万円

◆申請方法 窓口での申請が必要です。該当世帯には申請書を送付しています。申請書を福祉課窓口で受け取ることもできます。

◆申請期限 令和4年2月28日(月)まで ◆支給時期 申請月の翌月末までに支給

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎0965-52-5852



熊本県ひとり親家庭福祉協議会

この協議会は、ひとり親家庭の支援を目的として設立された福祉団体です。入会のメリットなど、詳しくはホームページをご確認ください。

☎ 県ひとり親家庭福祉協議会「てとてとて」 ☎096-331-6735 申込先 info@tetotetote.kumamoto.jp



災害時における応急対策活動に関する協定を締結

町は、町内建設業18社が加盟する氷川町建設業協会と、災害時における応急対策活動に関する協定を締結しました。この協定は、町の要請に応じて災害時の応急的な土砂や障害物の撤去、道路や水路の応急復旧などの緊急応急作業を行うことで合意したものです。災害時の避難経路確保や、ライフラインの迅速な復旧が期待されます。

☎ 総務課 生活安全係 ☎0965-52-7111



災害時における物資供給に関する協定を締結

町は、(株)ナフコと、災害時における物資供給に関する協定を締結しました。この協定は、災害時または災害の恐れがある場合に、災害対策用品や生活用品を優先的に供給できるように協力することを合意したものです。災害時における物資不足の予防と迅速な解消が期待されます。

☎ 総務課 生活安全係 ☎0965-52-7111



地域おこし協力隊による料理教室

地域おこし協力隊が講師となり、「トマトと海老のクリームカレーと乾燥野菜で作るサラダ」の料理教室を行います。

◆日時 6月30日(水)10時～

◆場所 氷川町公民館調理室

◆参加費 500円(当日徴収)

◆募集人数 10人(申込み多数の場合は抽選)

◆申込 氏名、電話番号をご連絡ください

◆締切 6月23日(水)

◆持参物 エプロン、三角巾、マスク、手ふきタオル

※新型コロナウイルスの状況によっては、中止する場合があります。

問・申込先 地域おこし協力隊 蜂須景子(農業振興課内) ☎0965-52-5854 FAX 0965-52-3939



飼い主のいない猫の避妊去勢手術費用補助

県では、「人と動物が共生するくまもと」の実現を目指し、飼い主のいない猫の繁殖を防止するため、避妊去勢手術の費用の一部を補助しています。

◆対象者 県内(熊本市を除く)に生息する飼い主のいない猫を保護し、動物病院で避妊去勢手術を行う県内在住者

◆補助金額 オス1頭 5,000円 メス1頭 10,000円

◆受付期限 令和4年2月28日(月)まで ※手術前の申請が必要です。

☎ 八代保健所 衛生環境課 ☎0965-33-3198



竜北西部学童保育所の造成工事

竜北西部学童保育所建設用地の造成工事に伴い、工事用車両の往来が多くなる時期があります。

工事は、交通安全に配慮して行います。

ご協力をお願いします。

◆工事期間 令和4年3月10日(木)まで

◆工事用車両の通行経路

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎0965-52-5852



児童手当・特別給付現況届

児童手当・特例給付を受給している人は、6月1日現在のご家族や加入保険などを確認するため、現況届を提出する必要があります。対象者には6月中旬に書類を送付します。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当が差し止められますのでご注意ください。

◆提出書類

- ①児童手当・特例給付現況届
- ②課税情報の確認に係る同意書
- ③健康保険証の写しまたは年金加入証明書(国民年金以外の加入者のみ)
- ④令和3年1月2日以降に町に転入された人は、前住所地の市町村が発行する令和3年度課税証明書
※マイナンバーカードなどの個人番号が分かる書類の提示により省略可
- ⑤その他必要書類(養育する児童と別居している場合など)

◆提出先 福祉課 子育て支援係または宮原振興局 地域振興課

◆提出期限 6月30日(水)まで

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎0965-52-5852